

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務（令和8年度下期）
発注課	システム調整課
選定事業者	札幌総合情報センター株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、本市が進めるNEWSネットを始めとしたデジタル環境について、より効果的にDXを推進し、現在及び将来進める各デジタルプロジェクトの全体統制、事業構想・グランドデザイン策定、NEWSネット移行対象の原局システムの移行実施・計画支援、並びに個別プロジェクトのプロジェクトマネジメント（PMO）を行う業務である。 履行にあたっては本市における現在及び将来的なネットワークおよびシステムの構成、基本設定、セキュリティポリシーのみならず、進行中である各プロジェクトの相互関係・順序、全庁に及ぶ原局システムの詳細な接続仕様、および運用管理業務における内在課題を完全に把握した上で、デジタル環境全体の最適なアーキテクチャ設計および横断的な課題解決を主導できる、極めて高度な専門的知見と統括マネジメント技術が必要不可欠である。 当該事業者は本市デジタル環境の基盤となるネットワークやシステムの運用保守業務（NEWSネット・システム基盤運用保守業務、イントラネット・共有資源基盤運用保守業務、グループウェア運用保守業務、セキュリティ関係機器及びソフトウェア等運用保守業務）を受注しており、総合的な判断でプロジェクトマネジメント支援を行うために必要な本市のデジタル環境を熟知していることから、上記の履行要件を満たしている。 他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市デジタルインフラ全体の将来的な接続・移行グランドデザイン、全庁個別システムの認証・データ連携仕様、並びに既存ネットワーク全体の深刻な脆弱性に直結するセキュリティ中枢情報等、極めて機微な内部情報が多数含まれており、複数の事業者これを開示することは本市ネットワークに対する標的型サイバー攻撃やランサムウェア感染、本市が保有する個人情報や認証情報の漏洩等の致命的なセキュリティ侵害のリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。	
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号